

[利 用 上 の 注 意]

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また、複雑なことから、調査票全般の記入が得られない場合については、各設問、項目とも回答を得た部分について集計を行っているため、集計表ごとに集計社数が異なっている。
また、同一の集計表においても、項目ごとの集計社数が異なる場合があり、集計項目間に厳密な意味での関連性が失われている場合がある。
例えば、「モデル所定内賃金」における年齢 30 歳、35 歳、40 歳等の各賃金額の回答社数は、集計社数と同一であるとは限らないので注意を要し、数値の解釈には多少の幅をみる必要がある。
- (2) 本調査の調査対象労働者は、原則として、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者等を除く全労働者としているが、回答企業の事情により、組合員のみを対象とした回答などが含まれる場合がある。
- (3) 本調査の調査対象の時期は、原則として、調査年の 6 月としているが、回答企業の都合により他の期間を対象とした回答が含まれる場合がある。
- (4) 年齢については、原則として、調査時点（平成19年 6 月）現在の満年齢としているが、一部集計（集計第15表、第16表及び第17表）においては平成19年 4 月 1 日現在の年齢としている。

2 前年までの調査結果と合わせて、時系列で利用する場合の留意点

- (1) 本調査は中央労働委員会が行う労働関係の調整の際の参考とするために実施しているもので、必要に応じて、調査年ごとに調査の内容の詳細に修正を加えている場合があり、必ずしも、前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (2) 平成 16 年調査から、産業区分の「金属鉱業」、「石炭鉱業」及び「石油鉱業」を「鉱業」に、「羊毛」及び「麻」を「羊毛・麻」にそれぞれまとめている。
- (3) 平成 16 年調査から、「実在者所定内賃金」（企業平均値）の集計に代えて「実在者平均所定内賃（労働者数による加重平均値）の集計に改めたことにより、数値の性格や傾向が変わっている。
- (4) 今回調査で実施した「通勤手当」、「交替手当」の前回調査は平成 15 年調査、「住宅手当」、「役付手当」の前回調査は平成 16 年調査である。
- (5) 「住宅手当」について、今回調査では「扶養の有無で上限額が異なる場合」と「扶養の有無には無関係の場合」とを別にした調査とする等、前回（平成 16 年）調査とは、調査票の記入方法を変更しており、調査値の比較を行う場合には注意を要する。
- (6) 「通勤手当」について、今回調査では交通用具を使用する場合についての調査内容を追加した。
- (7) 「交替手当」について、今回調査では従前の調査方法（設定したモデル条件について、深夜手当を含めた 1 か月間の総支給額の調査）から、交替手当額を調査する方法に変更した。
- (8) 平成 18 年調査の集計第 11 表「産業、年間（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）賃金改定額、昇給分、賃上げ分別増加額、増加率及び集計社数」について、異常値の修正を行ったものを、参考表として集計表の末尾（118 頁）に添付している（今回調査の結果（集計第 11 表「産業、平均年間（平成 18 年 8 月～平成 19 年 6 月）賃金改定額・昇給分、賃上げ分別平均増加額、増加率及び集計社数」との比較を行う場合は当該参考表を参照してください）。

3 表中の符号等の用法

「—」・・・・・・・ 回答を得ていないもの

「0.0 又は 0.00」・・・ 0 < 当該数値 < 0.1 又は 0.01 であったもの

「*」・・・・・・・ 当該表において、回答企業が1社であったもの及び年齢階級別所定内賃金の特性値における各年齢階層の労働者が3人以下であったもの。

4 その他

- (1) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。
- (3) 集計第18表については、回答企業が1社であった産業は掲載していない。
- (4) 集計第15表、第16表及び第17表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。
- (5) 「調査結果の概要」（6頁～20頁）本文において、参考として、その内容に係る集計データ（21頁以降の集計表）を【集計第○表】と表記して示している。なお、「調査結果の概要」の本文中にある表については（表○）と表記して区別した。